【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【会社名】	ＫＨネオケム株式会社
【英訳名】	KH Neochem Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　髙橋　理夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目３番１号
【電話番号】	03-3510-3550（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　平岡　克彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目３番１号
【電話番号】	03-3510-3550（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長　　平岡　克彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年11月５日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、ＫＨネオケム従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、自己株式（以下「本割当株式」といいます。）の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議し、2026年11月５日付で金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき臨時報告書を提出いたしましたが、臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」及び「発行価額の総額」が2026年11月12日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

２【訂正事項】

２　報告内容

３．発行価格及び資本組入額

４．発行価額の総額及び資本組入額の総額

８．勧誘の相手方と提出会社との間の取決め内容

３【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

３．発行価格及び資本組入額

（訂正前）

（１）発行価格　3,200円

（２）資本組入額　該当ありません

（注）発行価格は、2026年11月４日（以下「本割当決議日直前取引日」といいます。）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,200円としております。ただし、2026年11月12日（以下「条件決定日」といいます。）に決定することとし、本割当決議日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が、条件決定日の直前取引日である2026年11月11日（以下「条件決定日直前取引日」といいます。）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値が上記金額を上回る場合には、当該終値を発行価格とします。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

（訂正後）

（１）発行価格　3,290円

（２）資本組入額　該当ありません

（注）発行価格は、条件決定日直前取引日である2026年11月11日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,290円としております。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

４．発行価額の総額及び資本組入額の総額

（訂正前）

（１）発行価額の総額　214,400,000円

（２）資本組入額の総額　該当ありません

（注１）発行価額の総額は、本臨時報告書提出日における本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員670名に対して、譲渡制限付株式として当社普通株式をそれぞれ100株付与するものと仮定して算出したものであり、対象従業員の数に応じて確定します。

（注２）発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、本割当決議日直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,200円に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額です。実際の発行価額の総額は、上記３．（注）に記載の方法に従い決定された発行価格に、発行数の見込数量を乗じて算出することとし、条件決定日に決定されます。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

（訂正後）

（１）発行価額の総額　220,430,000円

（２）資本組入額の総額　該当ありません

（注１）発行価額の総額は、本臨時報告書提出日における本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の従業員670名に対して、譲渡制限付株式として当社普通株式をそれぞれ100株付与するものと仮定して算出したものであり、対象従業員の数に応じて確定します。

（注２）発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、条件決定日直前取引日である2026年11月11日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,290円に発行数の見込数量を乗じて算出した見込額です。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

８．勧誘の相手方と提出会社との間の取決め内容

（訂正前）

当社は、割当予定先である本持株会との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第１項及び所得税法施行令第84条第１項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社から対象従業員に対して支給され、本持株会に対して拠出される金銭報酬債権合計214,400,000円（処分する株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は3,200円）を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。ただし、条件決定日直前取引日における当社普通株式の終値が上記1株当たりの金銭報酬債権の額を上回る場合には、処分する株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は、当該終値と同額とし、本持株会に対して拠出される金銭報酬債権の合計額は、対象従業員に割り当てる当社普通株式の数に、上記３．に定める方法により確定する発行価格を乗じて得た額とします。

（訂正後）

当社は、割当予定先である本持株会との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定であります。そのため、本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第１項及び所得税法施行令第84条第１項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

なお、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式の払込金額に充当するものとして当社から対象従業員に対して支給され、本持株会に対して拠出される金銭報酬債権合計220,430,000円（処分する株式１株につき出資される金銭報酬債権の額は3,290円）を出資財産として、現物出資の方法により行われるものです。

以　上